

MLAの所管・設置形態を考える ～ “活用” 要請と独立担保のあいだで ～

近年、観光・地域振興やまちづくりの施策として、文化財行政の一部の機能を教育委員会から首長部局へ移管する動きが出ていたが、昨年5月31日に第9次地方分権一括法が成立し、社会教育施設を教育委員会から首長部局へ移管することが、法制的にも可能になった。

この動きに対し、図書館や博物館の世界では、かねてから社会教育施設の独立性や調査研究機能を弱体化させるとの懸念が示されてきた。一方、文書館については必ずしも十分な議論がなされているとはいえない。ここには文書館特有の事情も影響していると見られる。地方自治体の公文書館は公文書館法という法律に準拠して設置されるが、同法は博物館法や図書館法のように社会教育法の体系下に位置づけられておらず、所管は自治体によって異なっている。また、公文書館は非現用の行政文書を歴史的公文書として保存する使命を有しているため、首長部局所管にあった方が行政文書にアクセスしやすいという考え方もあれば、教育委員会にあった方が行政職員からの独立性を担保できるという考え方もあり、理想論としても意見が二分されている。

しかし、図書館や博物館と複合館のかたちを取っている公文書館も多く、将来移管問題に直面する可能性は決して低くない。また、指定管理者制度の導入によって、別のかたちで所管の問題と対峙している公文書館もある。地方創生のために歴史資料や文化財を活用せよという行政の要請に応じつつ、社会教育・調査研究といった本来の機能を担保していかななくてはならない現在の状況を踏まえ、公立資料保存機関の所管や設置形態が、館の活動や機能にどのような影響を及ぼしているか、改めて論点を整理しておく必要があるだろう。

今回は、図書館問題研究会等で教育委員会からの移管問題について積極的な議論と提起を行ってきた中野陽子氏、平成29年度から教委下の総合図書館との複合館で指定管理者制度を導入した文書館である寒川文書館で業務に当たっている平尾直樹氏、近年の文化財活用の代表的な事例のひとつといえる旧吉田茂邸の公開活用の業務に従事している大磯町郷土資料館の久保庭萌氏をパネラーに迎え、館の所管や設置形態が業務にどのような影響を与えているのか、行政サイドからの歴史資料や文化財の“活用”要請に対しどのように向き合っているのかについて、博物館・図書館・文書館（MLA）の違いも踏まえながら闊達な議論を行いたい。

- 1 日時 令和2年12月10日（木）13：30～15：30
- 2 方法 会場で行う座談会をZoomを使用してオンライン中継する。
- 2 日程
 - 13：20～ Zoom エントリー開始
 - 13：30～ 開会挨拶，趣旨説明，パネラー紹介
 - 13：35～ 座談会
(パネラー) 中野陽子氏 (鎌倉市深沢図書館)
平尾直樹氏 (寒川文書館)
久保庭萌氏 (大磯町郷土資料館)
(司 会) 青木 然 (関東部会運営委員/たばこと塩の博物館)
 - 14：55～ 休憩，質疑集約
 - 15：00～ 全体ディスカッション
- 3 申込み 裏面「参加申込書」に必要事項を記入し、令和2年12月3日（木）までに
下記事務局あてFAXまたは電子メールでお申し込みください。
その際、Zoom エントリーID 返信用のメールアドレスを必ずご記入ください。
(※ 既に、事務局あてに連絡済みの場合を除きます。)
- 4 その他 オンラインでの開催にあたり、以下の行為を禁止いたします。
→ 録音・録画，荒らし行為 (※ 退出していただく場合がございます。)
なお、主催者側は、本会の記録・保存のために録画させていただきます。